

西部処理区運営事業 公共施設等運営権実施契約書（案） 約款Bに関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	1	第2条	1			委託業務の内容等	第2条には、業務の内容が記載されておりましたが、当該要求水準書に記載された業務内容との理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
2	1	第2条	1			委託業務の内容等	履行期間が記載されておませんが、履行期間は30年ではなく、30年を上限として、任意の一定期間（例えば5年）繰り返し契約するとの理解でよろしいでしょうか。また、履行期間は別途市と運営権者との協議により定められるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	要求水準書第9_1（2）に規定のとおり、5年毎に契約内容の見直し、更新を予定しています。
3	2	第5条	2			第三者への委託	「運営権者から委託業務に係る業務を受託した者（以下「受託者」という。）、又は請け負った者（以下「請負者」という。）が再委託し、又は下請負を使用する場合、事前に市に届け出なければならない。」とありますが、円滑な業務遂行ならびに第3項に運営権者の責任において行うことを鑑み、事後報告とさせていただきます。	一定の時限は必要のため、「事前又は事後速やかに」と修正します。
4	2	第6条	1	(1)		業務実施計画書の提出	(1)に記載のある「事業期間」とは第2条第1項の表にある履行期間との理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
5	3	第7条	4			異常増水に対する措置	本項ただし書記載の「…運営権者の故意又は重過失…」とは、最高裁判例の示す通り「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	3	第10条				市の請求による契約期間の短縮	実施契約第12条で、義務事業期間は途切れることなく包括的民間委託の契約を締結する理解ですが、その理解を前提にした場合、第10条で契約期間を短縮する必要が生じるのはどのような場合の想定なのでしょうか。ご教示ください。	特別な理由であり、現在想定はし得ませんが、施設が廃止となった時等を勘案し規定しております。
7	3	第10条				市の請求による契約期間の短縮	市の請求により契約期間が短縮される場合、サービス対価は短縮日数に応じて減額されることになるのでしょうか。	減額の対象となります。
8	3	第11条	1			危険負担	本項ただし書に定める「市の責に帰すべき事由によるもの」には、要求水準通りに委託業務を実施したにもかかわらず生じた損害が含まれますでしょうか。ご確認お願い致します。	個別の損害の内容・原因を踏まえて判断する必要があります。なお、要求水準書どおりに実施した場合に避けられない損害については市の責に帰すべき事由に該当します。
9	3	第11条	1			危険負担	損害の発生原因が、①貴市と運営権者双方の責によるべき場合、②双方とも責にない場合、③いずれの責に帰すべき事由によるか不明な場合には、貴市と運営権者で協議して解決を図るものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	4	第16条	3			業務に関する特約	第2項の市の対応が適時なされなかったことにより、要求水準未達が生じた場合は、運営権者は責めを負わないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
11	4	第16条				業務に関する特約	包括的民間委託対象施設の修繕について、要求水準書で定める上限額の範囲で運営権者が実施することとされていますが、上限額が適切かどうか、協議の余地はあるのでしょうか。	適切かの協議については、余地はありません。ただし、上限額を超えるような修繕が必要となる場合には、市と協議により、市の予算等を勘案し、実施する場合があります。
12	4	第17条				要求水準等のみ到達	要求水準未達の場合、市が運営権者に対して修補等を請求できるとありますが、修補等の範囲や程度が曖昧です。修補等の範囲や程度について、ご教示ください。	要求水準を充足するために必要な内容の修補等であり、具体的な範囲や程度については、事象発生時に協議とします。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
13	4	第18条	1			損害賠償	損害の発生原因が、①貴市と運営権者双方の責によるべき場合、②双方とも責にない場合、③いずれの責に帰すべき事由によるか不明な場合には、貴市と運営権者で協議して解決を図るものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	5	第20条	5			不可抗力	「市及び運営権者は、相手方から第1項の通知を受領した場合には、・・・」とありますが、第1項は第2項との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	第1項が対象です。不可抗力が発生した場合、通知等するように修正します。
15	5	第21条	1			不可抗力による負担等	第20条第5項の協議が整わないときは、「委託業務につき当該不可抗力により運営権者に生じた損害額及び増加費用額」に関し、年度別サービス対価の100分の1までは運営権者が負担することになっています。その「運営権者に生じた損害及び増加費用」とは、運営権者自らが保有する設備、備品等に対する損害、その復旧費であり、ポンプ場等の対象施設、設備等は貴市保有であることから、これらに対する損害や増加費用のことを指しているのではないとの理解でよろしいでしょうか。	市が所有する設備、備品等の他、維持管理に要する費用が該当します。
16	5	第21条	1			不可抗力による負担等	サービス対価以外に収入の無い委託業務において、帰責事由の全くない不可抗力に係る費用負担を運営権者（受託者）に負わせるのは負担額の如何を問わず、過剰なリスク移転と考えます。委託契約においては不可抗力は公共負担が原則と考えます。ご再考ください。包括的民間委託は運営権事業とは別会計です。	原案の通りとします。
17	6	第21条	1			不可抗力による負担等	サービス対価以外に収入の無い委託業務において、帰責事由の全くない不可抗力に係る費用負担を運営権者（受託者）に負わせるのは負担額の如何を問わず、過剰なリスク移転と考えます。委託契約においては不可抗力は公共負担が原則と考えます。ご再考ください。	No.16の回答を参照ください。
18	6	第22条				法令等の改正	「法令等の変更」の範囲が広すぎると考えます。限定いただけないでしょうか。「法令等」の定義については実施契約書(案)16頁目(58)を参照しております。	原案の通りとします。
19	6	第22条	2			法令等の改正	文末にある「業務計画書」とは、年間業務計画書及び月間業務計画書との理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。第23条も同様です。	第6条第1号から3号の業務実施計画書が対象となります。
20	6	第25条	1			契約終了時の業務等の引継ぎ等	ここに記載されている「維持管理期間」とは、第2条表にある履行期間との理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
21	6	第25条				契約終了時の業務等の引継ぎ等	「維持管理期間」とは「契約期間」のことでしょうか。	No.20の回答を参照ください
22	7	第27条	1	(4)		市の解除権及び違約金	「第27条」とあるのは、「第29条」に修正ください。	修正します。
23	7	第27条	4			市の解除権及び違約金	第27条第4項に基づき、本約款部分の一部のみを解除した場合には、同条第2項に基づく違約金支払債務は発生しない理解でよろしいでしょうか。	同条第2項に基づく違約金支払債務は発生します。
24	4	第17条	2			要求水準等の未達	「遅くとも契約期間の末日から1年以内に行わなければならない」とございますが、契約期間の末日とは本事業期間の終了日と理解してよろしいでしょうか。	同条1項の「適合しないことが判明したとき」から1年以内です。
25	4	第18条	1			損害賠償	損害賠償責任は債務者に帰責性があることが前提と考えますが、本条項の損害賠償責任も違反当事者に帰責性があることが前提と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
26	4	第18条	2			損害賠償	「…本約款（第27条第1項に定義する。）…」とありますが、第27条第1項で定義しているものが見当たりません。（第27条第1項に定義する。）は誤記でしょうか。	括弧書きを削除します。なお、第27条第1項において、「次の各号のいずれかに該当するときは、本約款部分の全部又は一部を解除することができる。」として市の解除事由を規定定義しています。
27	5	第20条	6			不可抗力	不可抗力の対応として要求水準書や業務実施計画書が変更される場合のサービス対価の変更は、運営権者との協議のもと合意によりなされるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	5	第21条	1			不可抗力による負担等	本条項は、第11条（危険負担）第1項に優先して適用されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	6	第21条	1			不可抗力による負担等	「不可抗力に該当する事由が発生した事業年度の委託業務履行に対し市が支払うべき年度別サービス対価の100分の1に至るまでは運営権者が当該損害額及び増加費用額を負担」とありますが、この対象はあくまでも運営権者及び施設に生じた損害等が対象であり、不可抗力によって生じた第三者の損害は第19条の規程に従うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	6	第21条	1			不可抗力による負担等	サービス対価以外に収入の無い委託業務において、帰責事由の全くない不可抗力に係る費用負担を運営権者（受託者）に負わせるのは負担額の如何を問わず、過剰なリスク移転と考えますので、委託契約においては不可抗力は公共負担が原則です。包括的民間委託は運営権事業とは別会計です。	No. 16の回答を参照ください。
31	6	第23条	2			法令等の改正による負担等	法令等の改正に伴い要求水準書又は業務計画書の変更を行う場合、サービス対価の減額は市と運営権者の合意によりなされるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	6	第24条				本約款の終了	「また、本約款の終了は、本約款終了後も継続することが本約款において意図されている一方、当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。」の規定の趣旨をご教示いただけますでしょうか。	「本約款終了後も継続することが本約款において意図されている当事者の権利、責任又は義務」が本約款の終了により消滅するものではないとの意図です。文言を一部修正します。
33	7	第27条	1	(3)		市の解除権及び違約金	「…第1項第1号から第7号まで…」とありますが、「第1項第1号から第4号まで」の誤記でしょうか。	第27条第3項に関するご質問であれば、誤記です。修正します。
34	7	第27条	1	(4)		市の解除権及び違約金	「第27条によらないで運営権者から本約款の解除の申出があったとき」とございますが、「第27条」ではなく、「第29条」ではないでしょうか。	誤記です。修正します。
35	7	第27条	3			市の解除権及び違約金	「…第3条の規定により契約保証金を納付…」は「第4条」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	誤記です。修正します。
36	7	第27条				市の解除権及び違約金	市が本約款を解除できる要件が緩く設定されており、運営権者にとって不利な内容であると考えます。解除要件の厳格化について、ご検討いただけますでしょうか。	原案の通りとします。
37	7	第28条				その他の解除	市が本約款を解除できる要件が緩く設定されており、運営権者にとって不利な内容であると考えます。解除要件の厳格化について、ご検討いただけますでしょうか。	原案の通りとします。
38	8	第30条	1			不可抗力による解除	「運営権者による委託業務の継続が不能又は著しく困難と認められるとき、又は本事業の継続に必要な市の費用負担が過分なときは」とあるのは、全て不可抗力による場合と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。明確化のため修正します。
39	8	第30条	2			不可抗力による解除	本項に規定される費用負担者は市という理解でよろしいでしょうか。また、「契約を終了するための費用につき相当と認められるもの」とは、具体的にどのような費用が想定されていますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事象により協議とします。